

札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証要綱

平成30年1月17日 市民文化局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女が共に活躍できる職場づくり応援事業のうち、札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証は、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」(以下「WLB」という。)及び「女性の職業生活における活躍」(以下「女性活躍」という。)を推進するための取組を行う企業を認証(以下「認証企業」という。)することにより、認証企業の成長及び発展と、市民一人ひとりがその希望に応じた働き方ができる環境の整備につなげ、男女が共に働きやすい社会の実現を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 常時雇用する労働者を有して事業活動を行う国及び地方公共団体以外の事業主をいう。ただし、本社が札幌市外にある場合においてのみ、札幌市内の事業所を含める。
- (2) 就業規則 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条の規定により作成し監督官庁に届け出た労働条件に関する規則をいう。この要綱においては、労働組合法(昭和24年法律第174号)第14条の規定により作成された労働協約も含める。
- (3) 行動計画 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条の規定に基づく一般事業主行動計画をいう。

(認証基準)

第4条 この要綱における認証企業とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

(1) ステップ1 取組推進企業認証

ア 札幌市内に事業所又は事務所があること。

イ 札幌市WL Bplus 取組確認シート（様式第1号）への記載により、企業が取組の推進をしていること。

ウ 常時10人以上の労働者を雇用する場合は、就業規則を届け出ていること。

エ 公租・公課を滞納していないこと。

(2) ステップ2 行動計画策定企業認証

ステップ1の基準に加えて、当該事業主が、行動計画を策定し届け出ていること。

(3) ステップ3 先存取組企業認証

ステップ2の基準に加えて、労働関係法令に基づく規定を上回る制度を規定していること。

(認証)

第5条 認証を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、札幌市WL Bplus 企業認証申請書（様式第2号）と、第4条各号の規定に適合することを明らかにする書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査の上、第4条各号のいずれかに該当すると認めるときは、札幌市WL Bplus 企業として認証するものとする。

3 市長は、前項の規定により認証を行った時は、その認証内容を登録し、認証書（様式第3号）を交付するものとする。

(広報)

第6条 市長は、前条の認証についてホームページ等で周知するものとする。

(認証マークの使用)

第7条 認証企業は、認証マークを印刷物等に掲載することができるものとする。

2 前項の規定により掲載するときは、認証企業は遅滞なく認証マーク掲載届出書（様式第4号）により、市長に届出しなければならない。

(変更の届出)

第8条 認証企業において、登録された事項に変更が生じたときは、その内容を遅滞なく市長に通知しなければならない。

(認証の辞退)

第9条 認証企業は、第4条に規定する認証基準に該当しなくなったとき、又は認証継続の意思がないときは、遅滞なく札幌市WLBplus 企業認証辞退届出書(様式第5号)により、市長に届出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消等を行う。

(認証の取消し)

第10条 市長は、認証企業が第4条に規定する認証基準に該当していないと認めたとき、又はその他認証企業として適当でないと認めたときは、第5条に規定する認証を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該認証企業の登録を抹消するとともに、その理由をホームページで公表するものとする。

(確認調査)

第11条 市長は、必要に応じて認証企業に対し調査を実施し、登録された事項について確認を行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は男女共同参画室長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。